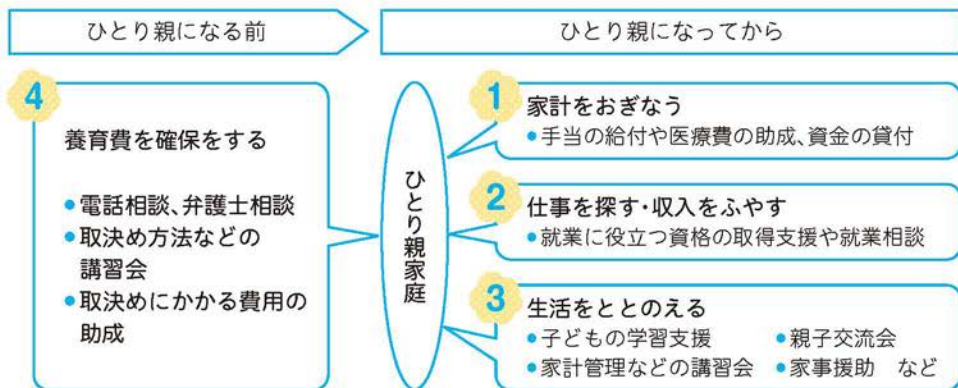


## ★ひとり親家庭への支援



ひとり親家庭の方が自立した生活を送ることができるよう、家計・仕事・生活・養育費の4つの柱で支援します。



### 1 家計をおぎなう

問 子育て支援課 ☎51-2320・2321

**対象** 母子父子家庭や父又は母が重度の障害のある家庭など(所得制限有り)

**支給月** 奇数月(年間6回)

	受給期間	支給金額
児童扶養手当	申請した月の翌月から子どもが18歳になった年度の3月まで(子どもに一定の障害がある場合は20歳まで延長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童1人目 44,140円～10,410円/月</li> <li>●児童2人目 10,420円加算～5,210円加算</li> <li>●児童3人以上 6,250円～3,130円/人加算</li> </ul> 所得により金額が変わります。一定期間経過後、手当額が2分の1に減額されます。(免除制度あり)
愛知県遺児手当	申請した月から5年経過するまで(対象となる子どもが18歳になった年度の3月まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童1人4,350円/月(3年経過するまで)</li> <li>●児童1人2,175円/月(4・5年目)</li> </ul>
豊橋市母子父子福祉手当	申請した月から5年経過するまで(対象となる子どもが18歳になった年度の3月まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童1人2,300円/月(3年経過するまで)</li> <li>●児童1人1,200円/月(4・5年目)</li> </ul> 一定の要件に該当する場合は、減額・喪失されない場合があります。

## ◎母子父子家庭等医療

問 子育て支援課 ☎51-2335



保険診療の自己負担分を全額助成します。

**対象** 母子父子家庭等で18歳以下の児童を扶養している母・父及び児童と父母のいない児童(所得制限有り)

**助成方法** ●「母子父子家庭等医療費受給者証」の交付を受け、県内の医療機関の窓口で保険証と一緒に提示。受給者証は子育て支援課で申請。

●県外の医療機関での受診、保険証未提示での受診は申請により払戻しします。

## ◎母子父子寡婦福祉資金の貸付

問 子育て支援課 ☎51-2320-2321

**対象** 母子父子家庭で20歳未満の児童を扶養している方など

**貸付内容** 専門学校や大学などへの修学中の学費や入学に必要な資金、就職のための技能習得資金など

- 原則、連帯保証人が必要。
- 要事前相談、審査あり。早めの相談を。

## 2 仕事を探す・収入をふやす

問 子育て支援課 ☎51-2320-2321

### ◎母子・父子自立支援員による就労支援

個々の状況を聞きながら、ハローワークとも連携して相談支援を行います。

### ◎母子・父子家庭等自立支援給付

ひとり親家庭の親が、就職に役立つ技能や資格を取得するための各種講座を受講する場合や、看護師や介護福祉士などの養成機関で修業する場合などに、給付金を支給します。

### ◎高等学校卒業程度認定試験合格支援給付

ひとり親家庭の親や子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、給付金を支給します。

### ◎就業支援講習会

パソコンや介護など、就業に役立つ知識を得るための講習会を行います。

## 広告

株式会社 マイシン

# ひまわり便

神野新田町字トノ割15番地1 TEL0532-31-4610

SDGs  
2025

豊橋市

子育て支援課

こどもミュージアムプロジェクト

豊橋市

安全認定  
安全性優良事業所

私たちは、安全優良事業者として、地域の皆様と一緒にこども達の安全・事故撲滅を目指します。

Search... ひまわり便 マイシン

### 3 生活をとのえる

問 子育て支援課 ☎51-2320・2321

#### ◎学習教室ステップ

ひとり親家庭などの小学校4年生～中高生のお子さんの学習を、ボランティアの大学生が支援します。■P45 学習教室・地域未来塾ステップをご覧ください。

#### ◎ひとり親家庭等生活支援講習会

ひとり親の子育てや、親と子の将来設計、家計管理などについて学べます。

#### ◎ひとり親家庭等日常生活支援事業

問 子育て支援課 ☎51-2320

母子父子寡婦家庭で自立促進・社会的事由で一時的に日常生活に支障が生じた場合、支援員が派遣されます。(月5回まで)

- 援助内容**
- 食事のお世話や住居の掃除
  - 身の回りのお世話
  - 医療機関等との連絡など
  - 日常生活上必要な用務

**利用料** 生活援助 0～300円/時間

### 4 養育費を確保する

#### ◎愛知母子・父子福祉センターの相談

- 養育費相談専用電話…☎052-915-8816

毎週月～金曜日(祝祭日除く)

10:00～16:00

- 弁護士相談…予約電話☎052-915-8862

予約時間 毎週月～金曜日(祝祭日除く)

9:00～17:30

#### ◎公正証書作成費用などの助成

問 子育て支援課 ☎51-2320・2321

- 養育費の取決めにかかる公正証書(強制執行認諾文のあるもの)作成や調停申立費用を上限27,000円まで助成します。

※弁護士費用は除く。

#### ◎離婚前後親支援講習会

問 子育て支援課 ☎51-2320・2321

養育費の取決めなどに関する講習会を行っています。

### ひとり親家庭に役立つ情報はここからチェック!

#### ひとり親家庭支援LINE

児童扶養手当などの支給日や各種講習会など、お役立ち情報を定期配信。お友達登録してね!



#### ひとり親家庭のしおり

親子でライフプランを描くために知っておきたい情報がこの1冊に。

